

社会福祉法人わかくさ福祉会 役員及び評議員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人わかくさ福祉会（以下「当法人」という）定款第8条及び第22条の規程に基づき、役員及び評議員等の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは理事及び監事をいい、評議員、評議員選任解任委員と併せて役員等という。
- (2) 報酬等とは報酬、手当その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員に対して職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- (1) 理事 報酬
- (2) 監事 報酬
- (3) 評議員 報酬
- (4) 評議員選任解任委員 報酬

(報酬等の算定方法)

第4条 報酬等の算定は次に掲げる区分に応じ算定する。

- (1) 理事、監事、評議員、評議員選任解任委員（別表1）

- ①月々の給与が支払われない、理事、監事、評議員、評議員選任解任委員に対する報酬は別表1に定める額とする。
 - ②会議等参加の旅費については、実費相当分を支給する。（別途、給与が支給されているものは除く。）

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等の支給時期は、報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 理事、監事、評議員、評議員選任解任委員が会議等に出席した報酬は、当該会議に出席した都度支給する。ただし別途給与が支給されているものは除く。

(費用)

第7条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて旅費を支給する。

2 役員等が職務の遂行に当って旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(公表)

第8条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は、令和7（2025）年1月1日から施行する。

2、改定 2025年6月18日 紹介の項目削除（ガイドラインに準拠）

○別表1 理事、監事、評議員、評議員選任解任委員

（常勤理事及び非常勤役員給与を支給している理事は除く）

会議等への参加

区分	報酬額（源泉所得税差引後の額）
会議等への出席	5,000円（日額）

区分	支給額
出席に要する旅費	実費相当分（規定による。）